取締役職務権限規程

有限会社まごのて

(目的)

第1条 この規程は、有限会社まごのて(以下「会社」という。)の取締役の職務権限を定め、業務の効率的な執行を図ることを目的とする。

(代表取締役)

- 第2条 代表取締役の職務権限は次のとおりとする。
- (1) 会社の事業運営全般を総轄する。
- (2) 株主総会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 会社を代表して対外事項を処理する。

(取締役)

- 第3条 取締役の職務権限は次のとおりとする。
- (1)代表取締役を補佐し、会社の事業運営に参画するとともに、代表取締役に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 常勤の取締役を置くときは、代表取締役の権限を一部担当させることができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は社長の決裁にて行う。

附則

本規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。